

和歌山市に転入し三世代で同居・近居される方へ

和歌山市転入型三世代同居・近居促進補助金

本市では、転入して三世代で新たに同居又は近居するための住宅を取得する場合や同居するための住宅をリフォームする場合に、費用の一部を助成します。

補助金額

1戸あたり30万円（上限）

（住宅取得又はリフォーム工事に要した費用の10分の1）

申請受付

令和5年4月3日（月）～ 予算の範囲内まで

（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

受付場所：和歌山市役所 東庁舎 2階 子育て支援課

※申請書類等の確認をするため、直接持参してください。

対象要件

- ①転入世帯は、申請日において市外から転入し、住民登録していること（同居又は近居※する直前に1年以上継続して市外に居住・住民登録していたことが必要）
- ②受入世帯（同・近居する市内在住の世帯）は、申請日において3年以上継続して和歌山市内に居住し、住民登録していること
- ③中学生以下の子（出産予定を含む）とその親が同居していること（子世帯）
- ④子世帯と同・近居する世帯（親世帯）は、上記③中の親の父母又は祖父母が含まれていること
- ⑤和歌山市内に取得した住宅に、子世帯と親世帯が同・近居し住民登録していること、又はリフォームした住宅に子世帯と親世帯が同居し、住民登録していること
- ⑥子世帯と親世帯の全員が市税等を滞納していないこと

※近居：和歌山市内に子世帯と親世帯が直線2km以内の距離にある異なる住宅に居住すること

住宅要件

- ①平成28年4月1日以後に、申請者が住宅の売買契約又は工事請負契約（当初契約）を締結又は住宅リフォーム工事請負契約（当初契約）を締結していること
- ②新築住宅の場合、申請日において建築基準法による完了検査を受けた住宅であること
- ③中古住宅の場合、新築当時に建築基準法による確認済証の交付を受けた住宅であること
- ④上記③の中古住宅の内、昭和56年5月31日以前に着工された住宅については、建築基準法に基づく新耐震基準を満たしていることが建築士等により証明された住宅であること

対象工事（リフォーム（同居））

- ①建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること
- ②対象工事に要する費用の合計額（消費税等相当額を含む）が、1万円以上の工事であること

【対象となる工事の例】

三世代が同居するために必要な住宅本体の工事が主な対象となります。

- ・居住部分の増築・改築
- ・屋根、雨どい、柱、外壁などの修繕、塗装工事
- ・床、内壁、天井、雨戸、戸、サッシ、ふすま、畳などの外装や内装の取替工事
- ・電気やガスの設備工事
- ・便所、風呂、台所などの水を使用する設備の修繕工事

【対象とならない工事の例】

住宅本体以外の工事などは対象外です。

- ・敷地造成、門、塀などの外構工事
- ・物置、車庫、家具、家庭用電気機械器具などの設置等の工事
- ・国、和歌山県又は本市の住宅改修に関して他の補助金等の対象となった工事（「和歌山市転入型三世代同居・近居空家活用促進補助金」及び「和歌山市転居型三世代同居・近居空家活用促進補助金」は除く）

申請は、住宅の所有権保存登記日若しくは所有権移転登記日又は転入をした日、リフォーム工事の請負代金の支払日から起算して30日を経過した日まで！！



◆提出書類

申請する際には、次の書類をそろえて提出してください。

※審査の中で疑義が生じる場合は、追加で書類をいただくことがあります。

【住宅取得補助金】三世代で同居又は近居するために住宅を取得した場合

	提出書類	提出書類の詳細	交付場所
1	補助金等交付申請書	申請者は住宅の売買契約又は工事請負契約、リフォームの工事請負契約を締結した方	
2	同意書	親世帯、子世帯の同一世帯の全員が記入（押印必要）	
3	戸籍全部事項証明書・謄本等（原本） ・三世代の血族関係がわかる書類	対象要件内の「中学生以下の子」が出産予定である場合は、母子健康手帳又は出産予定であることがわかる書類の写 ※原則、子世帯が取得	本籍地の市町村等
4	戸籍の附票（原本）など ・転入世帯が1年以上継続して市外に居住していたことがわかる書類 ・受入世帯が3年以上継続して本市に居住していたこと分かる書類	交付申請される市町村の窓口で左記の旨お伝えください ※親世帯、子世帯がそれぞれ取得	戸籍の附票：本籍地の市町村等
5	建物登記簿全部事項証明書（原本） 建物登記簿の全部事項証明書の「表題部」及び「権利部（甲区）・（乙区）」のすべてが記載されているもの	法務局から交付を受けたもの ・所有権保存登記又は所有権移転登記が完了しているもの	和歌山地方法務局
6	建築基準法による検査済証（写） （新築以外の住宅は確認済証（写））	（注）昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅の場合は、建築基準法に基づく新耐震基準を満たしていることが建築士等により証明された住宅が対象	
7	住宅の建物部分の売買契約書又は工事請負契約書（写）	当初契約及び変更契約	
8	住宅に係る売買代金又は工事請負代金の領収証等（写）	対象経費を全て支払ったことが確認できるもの ※1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります	

【リフォーム補助金】三世代で同居するためにリフォーム工事をした場合

上記【住宅取得補助金】の1～6の書類に追加して提出してください

	提出書類
A	補助対象となるリフォーム工事の請負契約書（写）（当初契約及び変更契約）と領収書等（写）（対象経費を全て支払ったことが確認できるもの ※1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります）
B	平面図、立面図、その他の対象工事の内容が確認できる書類
C	対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真

※ 申請日時時点で要件のすべてを満たしている必要があります。

※ 上記の提出書類が揃っていない場合は、受付ができませんのでご注意ください。

◆補助金交付の流れ

